

## 令和6年度軽減基準改正

	現行	改正後
7割軽減	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(43万円)以下の世帯	変更なし
5割軽減	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(43万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × 29万円]以下の世帯	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(43万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × 29万5千円]以下の世帯
2割軽減	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(43万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × 53万5千円]以下の世帯	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(43万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × 54万5千円]以下の世帯

## 所得での比較表

		現行の軽減基準	R6軽減基準
		所得	所得
7割軽減		430,000円以下	430,000円以下 (変更なし)
5割軽減	1人世帯	720,000 円以下	725,000 円以下
	2人世帯	1,010,000 円以下	1,020,000 円以下
	3人世帯	1,300,000 円以下	1,315,000 円以下
	4人世帯	1,590,000 円以下	1,610,000 円以下
	5人世帯	1,880,000 円以下	1,905,000 円以下
	6人世帯	2,170,000 円以下	2,200,000 円以下
2割軽減	1人世帯	965,000 円以下	975,000 円以下
	2人世帯	1,500,000 円以下	1,520,000 円以下
	3人世帯	2,035,000 円以下	2,065,000 円以下
	4人世帯	2,570,000 円以下	2,610,000 円以下
	5人世帯	3,105,000 円以下	3,155,000 円以下
	6人世帯	3,640,000 円以下	3,700,000 円以下